

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年10月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：パプアニューギニア 担当：パプアニューギニア事務所
案件名：運輸省港湾政策及び行政能力強化プロジェクト

1 契約予定期間：2014年1月下旬～2017年3月下旬

2 参加要件

途上国における港湾政策及び行政に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月6日から2013年11月8日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月6日から2013年11月11日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月22日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月上旬
- (5) 契約交渉 : 12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

パプアニューギニア国は、首都やその他主要都市が位置するニューギニア島を中心に、大小合わせて600を超える島々から形成されている。また、ニューギニア島の中央には3,000～4,000m級の山脈が連なり国土を分断しており、山岳部以外は深い熱帯雨林に覆われている。このような険しい地形条件により、幹線道路網にも多くのミッシングリンクがあることに加え、毎年地すべりや洪水等の自然災害が頻発し、重要な幹線道路であっても頻繁に寸断されている。こうした背景から、パプアニューギニア国では伝統的に陸上交通が発達せず、代わりに人・物資の移動を海上交通に頼ってきた。現在でも、パプアニューギニア国内22州のうち15州が「Maritime Province」と定義されており、それらの州の人口の59%が陸上・航空交通にアクセスできず、海上交通に依存している。このような背景のもと、パプアニューギニア国は長期計画である「Papua New Guinea Development Strategic Plan 2010-2030」、中期計画である「Medium Term Development Plan 2011-2015」で、既存港湾施設の改修、拡大および行政能力の強化を重点課題として挙げている。

一方、パプアニューギニア国内主要港の港湾施設は1960～70年代に建設されたものが中心で、老朽化が激しく、また国際、国内貿易の増大に伴う需要の拡大、船舶の大型化・コンテナ化に対応できていないのが現状である。加えて、港湾および海事行政という観点でも、管理規制の役割の一部が運輸省（Department of Transport、以下「DoT」）から、PNG Ports Corporation Ltd（以下、「PNGPCL」）、National Maritime Safety Authority（以下、「NMSA」）等の機関に委任されている一方で、責任の所在の曖昧さや、意思決定プロセスの複雑化といった課題を抱えている。

DoTはパプアニューギニア国内における港湾・海事行政の最上位官庁であるが、上記のような組織運営上の課題の他に、職員の専門性、能力の不足が問題となっている。かかる状況を受け、パプアニューギニア国政府から我が国に対し、DoT海上交通部門（Maritime Transport Division、以下「MTD」）の能力向上のための技術協力プロジェクトの要請があった。これを受けて当機構は、2013年5～6月にかけて詳細計画策定調査を実施し、本プロジェクトの枠組みについてDoTと合意した。

本業務は、同調査結果及びDoTとの合意内容に基づき、港湾行政の実態、目的、機能を整理するとともに、港湾行政を遂行するために必要となる政策手段の内容を理解し、港湾及び港湾施設の基礎情報収集調査を通じて当該調査法の習得を図ることで、DoT職員の港湾政策及び行政に係る能力を総合的に強化するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

- ・プロジェクト本部：ポートモレスビー（DoT本部、首都特別州）
 - ・対象州：15の臨海州（Maritime Province）（モロベ州、首都特別州、西ニューブリテン州、東ニューブリテン州、マダン州、東セビック州、オロ州、ミルンベイ州、ニューアイルランド州、ウエスタン州、ガルフ州、セントラル州、西セビック州、マヌス州、ブーゲンビル自治州）
- *本業務における日本人専門家の現地出張は上記15臨海州のうち、貨物取扱規模の大きい上位9州を想定。

(2)業務内容

- 1-1 港湾行政の実態（権限及び組織体制）が整理される。
- 1-2 港湾行政の目的が明確に整理される。
- 1-3 政府機関が有すべき港湾行政の機能が明確に整理される。
- 1-4 港湾行政における、国、港湾管理者（公社等）、地方公共団体、民間の役割が明確に整理される。
- 2-1 港湾制度に関する基礎的事項が習得される。
- 2-2 港湾台帳に関する基礎的事項が習得される。
- 2-3 港湾統計に関する基礎的事項が習得される。
- 2-4 港湾に係る指導基準（計画評価基準、港湾施設検査基準等）に関する基本的事項が習得される。
- 3-1 港湾及び港湾施設の調査方法が習得される。
- 3-2 港湾及び港湾施設の基礎情報を収集する。
- 3-3 港湾台帳が整備される。
- 3-4 港湾制度が検討される。

7 成果品等

- (1)プロジェクト事業進捗報告書（第一年次）（2014年12月下旬）
- (2)プロジェクト事業進捗報告書（第二年次）（2015年12月下旬）
- (3)プロジェクト事業完了報告書（第三年次）（2017年2月上旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

総括/港湾政策（評価対象予定者）
港湾行政/研修（評価対象予定者）
港湾制度（ ）
港湾制度（ ）/業務調整

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年5月～6月にかけて詳細計画策定調査実施済み
- ・R/D署名日：2013年9月24日
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。